（かつらぎ町排水設備責任技術者）

誓　約　書

令和　　年　　月　　日

かつらぎ町長　様

住　所

氏　名

記

　かつらぎ町排水設備責任技術者の申請者は、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) かつらぎ町下水道排水設備指定工事店条例第15条の規定により責任技術者の登録を取り消され、当該取消しのあった日から2年を経過していない場合

(3) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

上記について重大な違反事項が判明した場合には、当該事実に関して、貴町が行う一切の措置について異議ありません。